

# 港湾運送事業法について

## 目的

港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

## 港湾運送事業の事業規制

### ①参入の許可制

- ・ 一定数の労働者・施設を保有すること（許可基準（法第6条第1項））
- ・ 役員に港湾運送事業法違反等の一定の前科がないこと（欠格事由（法第6条2項）） 等

### ②運賃・料金の事前届出制

- ・ 港湾運送事業者はあらかじめ運賃・料金の届出が必要（法第9条第1項）
- ・ 届出られた運賃・料金が他の港湾運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある場合等に、国土交通大臣が変更を命ずることができる（法第9条第2項）

### ③下請制限（法第16条）

- ・ 再下請けの禁止等

## 規制の対象港

港湾運送事業法が適用される港湾は政令で指定（指定港：93港）

